

令和6年2月29日

第9回総会議事録

長岡市農業委員会

第 9 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 2 月 29 日（木曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 41 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 42 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 43 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 44 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 47 号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第 3 報告第 8 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (21 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (3 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 1 時 57 分）

- 山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 (あいさつ)
これより第 9 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま
す。
- 山田事務局長 欠席届が議席番号 1 番、佐藤佑美委員、5 番、若井泰志委員、16 番、
千野俊輔委員から提出されております。出席委員は 24 名中 21 名であり、
長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりま

すので、会議が成立していることをご報告申し上げます。
以上です。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号18番、安達隆幸委員、19番、坂詰隆委員を指名いたします。

日程第 2 議案第41号 農地法第3条の許可申請について

議長

日程第 2、議案第41号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の 3、4 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 9 件でございます。

1 番から 5 番は売買による所有権移転、6 番から 9 番は贈与による所有権移転であります。

4 ページの 9 番は、譲渡人の欄が空欄となっており、譲受人のみの記載となっておりますが、これは贈与契約における裁判にて和解となった案件で、裁判の判決の確定及び裁判上の和解などが成立したことによって行われる申請は単独申請が認められているためであります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第41号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第42号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第42号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の6、7ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域6件でございます。

1番から6番の岩野の畑については同一案件ですので、まとめて説明いたします。1番から3番については、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年6月17日まで期間を延長し、面積を変更するものであります。4番については、砂利採取用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年6月17日まで期間を延長するものであります。5番については、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年6月17日まで期間を延長、転用目的を砂利採取用地に変更し、面積を変更するものであります。6番については、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和7年6月17日まで期間を延長し、面積を変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第42号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第43号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第43号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、与板地域1件、中之島地域1件、長岡地域1件の計3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において2月21日までに現地確認を実施しております。

1番、与板町馬越の田について、車庫兼農作業小屋敷地として利用するものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、中野西の畑について、住宅用通路、駐車場敷地として利用するものです。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は、中野西地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、雲出町の畑について、物置建築敷地及び通路敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、雲出町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第43号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第44号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第44号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11、12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、寺泊地域1件、越路地域2件、長岡地域2件、川口地域1件の計6件でございます。

1番、寺泊北曾根の田について、駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。申請地の南側は社員用駐車場として既に使用しており、経過説明を議案資料26ページに掲載しております。申請地の北側は新規案件で、工期は許可日から令和6年8月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、岩野の畑について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の1番から6番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年3月18日から令和7年6月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、十日町の畑について、駐車場用地として利用するため、賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和6年4月15日までの計画です。申請地は、十日町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたし

ます。転用目的が駐車場であり、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、飯塚の畑について、ガスパイプライン関連の工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和6年3月1日から令和6年9月30日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、下条町の田について、ライスセンター・農舎建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和6年5月20日から令和6年8月25日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、川口中山の畑について、通路及び車庫、倉庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口中山地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第44号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案の農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の8番は佐藤辰也委員、10番は田中豊委員、12番は伊丹なつみ委員、25番は坂詰隆委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかどうかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは26件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権設定・移転で583件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が547件、使用貸借権設定が32件、賃借権移転が4件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは478件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が431件、使用貸借権設定が47件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは261件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が226件、使用貸借権設定が35件となっています。

なお、詳細内容については、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権

の移転については、議案書の17ページから20ページ、利用権設定・移転、中間管理権設定（公社借入）、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計1,348件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（質疑応答）

議長

よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第46号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

長岡市農業委員会により所有者を探索し、あわせて農地が所有者不明である旨の公示に対しても申出がなかった所有者不明農地について、新潟県農林公社が新潟県知事の裁定により利用権を取得し、新たに担い手

に利用権を設定するものです。

内容については、寺泊引岡の田の賃借権設定が1件となっています。

続いて、議案書の26ページから33ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは48件の申出があり、内容については、賃借権の移転が45件、使用貸借権の移転が3件となっています。これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第47号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第47号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の35ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。編入1件、除外1件の申出がありました。

編入のナンバー1、長岡地域の農地3筆、427平米について、県営ほ場整備事業施行区域へ編入される見込みであり、農業上の利用を確保することが必要であると認められます。農振法第10条第3項第2号に該当することから、農用地区域に編入するものであります。

除外のナンバー1、長岡地域の農地1筆、68平米について、住宅地の拡張敷地として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

以上について、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第47号 農業振興地域整備計画の変更についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

原案について異議なしと決定いたします。

日程第 3

報告第8号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第8号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

5条の届出について12件を37から39ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を40ページに、18条合意解約について19件を41から47ペ

ージに、利用権の解約について31件を48から52ページに、中間管理権の解約について17件を53から55ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第9回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時37分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年2月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美																		
3	出	韭澤哲也	15	出	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔																		
5	欠	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>人</td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>坂詰隆</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	21	人	議事録署名委員		欠席委員	人	3	人	安達隆幸	委員		計	24	人	坂詰隆	委員
出席委員	人	21	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	3	人	安達隆幸	委員																		
	計	24	人	坂詰隆	委員																		